

公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 定款

制定 平成23年 5月20日

認定 平成24年 3月21日

変更 平成25年 5月27日

変更 平成26年 4月 1日

変更 令和 元年 6月 3日

第1章 総 則

(名 称)

第 1条 この法人は、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 英文名表記を、Japan Canners Association（略称 JCA）とする。

(事務所)

第 2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3条 本協会は、缶詰・びん詰・合成樹脂容器詰等（以下「缶詰」という。）の安全性の確保と品質の向上を図るために、必要な事項についての研究・調査、技術開発、指導及び普及啓発を行い、もって国民の豊かな食生活の実現と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 缶詰に関する調査、研究、企画及び提言並びに公開
 - (2) 缶詰に関する科学的研究及び技術開発並びに公開
 - (3) 缶詰に関する啓発及び普及
 - (4) 缶詰に関する規格等の整備及び技術の助言・指導並びに公開
 - (5) 缶詰に関する講演会、講習会、セミナー等の開催並びに資格の付与
 - (6) 缶詰に関する雑誌、書籍等の刊行並びにホームページの運営
 - (7) 国会及び政府その他に対する陳情、請願又は意見具申
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した缶詰の製造を業とする法人又は団体及び
理事会で承認された缶詰産業に関係する法人又は団体
 - (2) 賛助会員 本協会の事業に賛同して入会した前号以外の缶詰産業に関係する法人団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本協会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由あるとき

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開 催)

第13条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を明示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

- 5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名
人2名以上が記名押印するものとする。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以上50名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 会長1名、副会長4名以内、専務理事1名及び常務理事2名以内とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会
長、専務理事及び常務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者
である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事について
も同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互
に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
また、監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、
副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業
務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自
己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の
状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項において、必要があると認めるときは、理事会の招集を請求し、若しくは法
令で定めるところにより理事会を招集することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会
の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会
の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問及び参与)

第26条 会長は、理事会の承認を得て、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、本協会の運営に関する重要事項につき、会長の諮問に応じ意見を具申するものとする。
- 3 参与は、本協会の運営に関し、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第27条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において出席した理事の中から選出する。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会・部会

(委員会)

第33条 本協会に、第4条の事業を推進するために、会長が必要と認め、かつ、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、会長より付託された事項について調査審議し、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会の決議に基づき会長が任命する。
- 4 委員会の運営に関する規定は、理事会の決議を得て別に定める。

(部会)

第34条 本協会に、会員の製造する缶詰製品の向上を図るために、必要に応じ、理事会の決議を経て、製造品目ごとに部会を置くことができる。

- 2 部会は、その事業状況に関し、理事会に報告するものとする。
- 3 部会は、缶詰の当該製造品目に係る会員をもって組織するものとする。
- 4 部会の種類、組織及び運営に関する規定は、理事会の決議を得て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の各号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第39条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

2 本協会の重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときは、総会の決議を経なければならない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第41条 本協会は、総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 本協会が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第42条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日

から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第45条 本協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局・職員)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。但し、重要な職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第47条 この定款において別に定めるもののほか、本協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が定める。